

令和 6 年 1 2 月 亀山市議会定例会提出議案 条例制定・改廃の背景及び趣旨

	頁
議案第 8 2 号 亀山市国民健康保険税条例の一部改正について・	1
議案第 8 3 号 亀山市水道事業布設工事監督者の資格等を 定める条例の一部改正について・	2

件名	亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	市民文化部 市民課
1 制定・改廃の背景と趣旨 地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号）の一部が改正され、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額の課税限度額が引き上げられたこと等から、所要の改正を行うものです。 2 改正内容 （１）国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を 22 万円から 24 万円に引き上げます。 <第 2 条及び第 26 条関係> （２）国民健康保険税の減額等に係る規定の字句の整理を行います。 <第 26 条及び第 27 条の 3 関係> 3 その他 施行日は、令和 7 年 4 月 1 日とし、令和 7 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用します。ただし、国民健康保険税の減額等に係る規定の字句の整理の施行日は、公布の日とします。		

件 名	亀山市水道事業布設工事監督者の資格等を定める条例の一部を改正する条例	上下水道部 上水道課
1 制定・改廃の背景と趣旨 水道法施行令（昭和３２年政令第３３６号）及び水道法施行規則（昭和３２年厚生省令第４５号）が一部改正され、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件が見直されたことに伴い、所要の改正を行うものです。 2 改正内容 （１）布設工事監督者の資格要件を次のように改めます。 <第３条関係> ア 学歴及び学科要件に機械科、機械工学科、電気科、電気工学科又はこれらに相当する課程を加えます。 イ 建設業法施行令（昭和３１年政令第２７３号）の規定による土木施工管理に係る１級の技術検定に合格した者を加えます。 ウ 各課程を修めた者に求める技術上の実務経験年数を定め、又は改めます。 （２）水道技術管理者の資格要件を次のように改めます。 <第４条関係> ア 布設工事監督者たる資格を有する者を削ります。 イ 学歴及び学科要件に土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を加えます。 ウ 技術士法（昭和５８年法律第２５号）の規定による第２次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限ります。）及び建設業法施行令の規定による土木施工管理に係る１級の技術検定に合格した者を加えます。 エ 各課程を修めた者に求める技術上の実務経験年数を定め、又は改めます。 オ 資格の規定で引用している厚生労働大臣を国土交通大臣及び環境大臣に改めます。 3 その他 （１）施行日は、令和７年４月１日とします。ただし、厚生労働大臣を国土		

交通大臣及び環境大臣に改める規定及びこれに係る経過措置の施行日は、公布の日とします。

- (2) 水道技術管理者の資格に関し、改正前の条例に規定する厚生労働大臣の登録を受けた者が行う講習の課程を修了している者は、改正後の条例に規定する国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う講習の課程を修了した者とみなす経過措置を設けます。